

秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

## 秋田市条例第28号

秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例

(秋田市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下この項および次項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の 2 第 1 項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 9 条第 2 項中「前項」を「前項本文」に改め、「指定給水装置工事事業者」の次に「（前項ただし書に規定する場合には、他の水道事業者が法第16条の 2 第 1 項の指定をした者を含む。次条第 2 項および第37条第 2 項において同じ。）」を加える。

(秋田市小規模水道施設条例の一部改正)

第 2 条 秋田市小規模水道施設条例（平成16年秋田市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「、又は」を「又は」に、「第 9 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項本文」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者

（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項および次項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「前項」を「前項本文」に改め、「指定給水装置工事事業者」の次に「（前項ただし書に規定する場合には、他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者を含む。第23条第2項において同じ。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。